

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年5月16日

2. 認定事業適応事業者の名称

日本調剤株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

質の高い「人材」と「医療版DX」の融合により、既存事業のDXと新たな収益基盤の創出を実現することにより、医療安全と効率化された業務の仕組みを両立し、社会的課題の解決に貢献することを、次世代薬局の姿（＝目指す事業の方向性）としている。

出店形態については、高度で専門的な知識が求められる基幹病院前の「門前薬局」に加えて、街中や駅近くなど患者さまにとって利便性の高い場所に出店する「面対応薬局」と、同じエリアに複数の医療機関が集まる「メディカルセンター（医療モール）型薬局」の要素をあわせ持った「ハイブリッド型薬局」にも注力し、地域の方々の疾病予防や健康増進により一層貢献していく。その具体例として、ハイブリッド型薬局における健康チェックステーションのサービスを充実させ、治療だけでなく予防の面からも地域医療における新たな価値を提供していく。

これを実現するために、5つのDX戦略を掲げ、各領域においてDXによる価値創造と飛躍的な成長の実現を目指していく。

1. スマート医療の提供

誰もがオンラインによる診察、服薬指導、薬の受け取りまでシームレスに受けられるスマート医療の提供

2. 新たな顧客体験の創出

リアル店舗とオンラインの融合による新たな顧客体験の創出

3. 顧客満足度向上と治療効果の最大化

「お薬手帳プラス」を活用したタッチポイント増加により、顧客満足度向上と治療効果の最大化を実現

4. 付加価値情報の提供

医薬品情報プラットフォーム「FINDAT」による、付加価値情報の提供

5. 業務の効率化・対人業務時間の創出

デジタルを活用した業務の効率化による、業務時間の削減及び対人業務時間の創出

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若し

くは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度において、ROAが、基準値（2014年度から2018年度の5年平均）に対して+1.5%ポイント以上向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度において、有利子負債/キャッシュフロー比を2.8倍とし、経常収支比率は104.5%となる予定である。

(4) 事業適応の類型

情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

日本標準産業分類における中分類名称：その他の小売業

分類コード：中分類60

選定理由：

当社は同事業において、「真の医薬分業の実現」に取り組んできており、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する経営環境下においても、地域医療を担う医療機関としての使命を果たすべく、感染拡大防止対策を徹底するとともに良質な医療の提供を継続している。昨今のデジタル技術水準の飛躍的な高まりとともに、高齢化やかかりつけ薬局の普及、在宅医療が求められるなど、保険薬局を取り巻く環境の変化を踏まえ、薬剤師の本分である患者本位の医薬分業をさらに推し進め、時代の変化にスピード感をもって柔軟に対応していくため、同事業における事業適応を実施していく。

(6) 事業適応の具体的内容

当社は、開発当初来20年利用してきた調剤システムをクラウド型の新調剤システムに刷新する。来局利用時においては、調剤ロボット、タブレット導入、ロッカー受け取り、セルフレジ導入により薬局での新たな顧客体験を創造する。待ち時間短縮、対面業務の充実、非接触、患者ライフスタイルに寄り添った体験を提供し、主にハイブリッド型薬局での来局リピート率向上と地域医療サービス向上を目指す。同時にNiCOMS(オンライン薬局サービス)などのUI/UXを改善し、患者利便性向上を目指す。また、オンライン利用時においては、NiCOMS(オンライン薬局サービス)をモバイルアプリ化し、オンライン診療対応可能医療機関紹介サイトを開設することで、オンライン服薬指導を容易に利用できる環境を整備し、地域医療における利用普及を目指す。電子処方箋開始時においてはお薬手帳プラス、NiCOMS(オンライン薬局サービス)及びWEBサイトから電子処方箋を事前送付できる機能を実装し、日本調剤利用者のIDを統一することで当社BtoCシステムをシームレスに利用できる環境を構築する。

これらにより、調剤薬局事業のハイブリッド型薬局セグメントにおける処方箋あたり販売費を、2020年度実績に対して8.8%以上削減する。

- ・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有
- ・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年5月

終了時期：2024年3月